

記者会見要旨

(平成 29 年 7 月 13 日開催)

会員に対する懲戒処分について

1. 日本公認会計士協会は、関係会員に対し、会則によって会員に与えられた権利の停止の懲戒処分を行ったことを、公表いたします。
2. 会員に対し懲戒処分をしたときは、会員及び準会員に対し公示することになっておりますが、協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために、会長が必要と認めた場合には、公表することができることとなっております。今回、本事案に対する社会的関心が高く、協会として社会的影響を考慮し、公表することとしたものです。

- - - -

3. 資料番号 1 をご覧ください。協会は、関係会員に対し、会則第 50 条第 2 項第二号の規定に基づく、会則によって会員に与えられた権利の停止の懲戒処分を行いました。
4. 協会では、平成 28 年 1 月 27 日付け「プレスリリース「当協会の指導及び監督について」」にて公表したとおり、総合電機機器事業会社の会計不祥事に係る平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの財務諸表等の監査及び四半期レビューについて審議を進めておりました。本件は、同審議の結果、関係会員の会則違反の事実があると認め、懲戒処分を行ったものです。
5. なお、「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。
6. 協会が会員に対し処分を行うに当たっては、会員の権利・地位等に重大な影響を与えること、また、専門的判断を多数含んでいることから、会則・規則に基づいて、慎重に調査・審査を行い、関係会員にも十分に聴取を行いました。そのため、この時期の処分の実施となりましたことをご理解いただければと思います。

- - - -

7. 今回の件に関連して、昨年、会長通牒を發出し会員に監査の信頼性向上に向けての改善を求め改革を進めておりますが、引き続き、市場関係者の意見を踏まえながら、各種施策を強力に推進して参りたいと思います。

総合電機機器事業会社の平成 28 年度監査に対する協会としての取組について

8. 続いて、平成 28 年度監査に対する協会としての取組についてご説明いたします。

- - - -

9. 平成 28 年度については、PwC あらた有限責任監査法人による結論不表明の四半期レビュー報告書が添付された四半期報告書が、4 月 11 日に提出されました。協会としても、このような事態となったことを重く受け止め、自主規制団体として、同監

査法人に対し、所定の手続きに基づく調査を開始しております。

10. また、4月11日以降、通期決算・監査についても様々な報道がなされてきていますが、日本公認会計士協会としましては、本事案が我が国資本市場に大きな影響を及ぼすものであり、会社と監査人が努力して適正意見が表明されることが重要であるとの認識のもと、これまで対応してまいりました。
11. 具体的には、会員を指導・監督する自主規制団体として、特別体制を構築し、期末監査が適正に行われる体制となっているかなど、関係会員に対し事実確認を行い、現状把握と必要な対応を行ってきております。

(監査に関する制度や仕組みについて)

12. 今回の事案に関連し、監査制度や実務に関する様々な意見や報道がなされております。本日はこの場を利用して、一般論として三つの点、具体的には、結論の不表明の意味、守秘義務と監査人の説明責任、そして連結財務諸表監査における子会社監査人との関係についてご理解いただきたくご説明したいと思います。

13. 資料2をご覧ください。まず1点目ですが結論の不表明の意味についてご説明いたします。
14. 監査人が表明する四半期レビューの結論の類型には、無限定の結論、限定付き結論、否定的結論、結論不表明の4種類があります。監査や四半期レビューを期日までに終了させることは、当然、必要なことであり、監査計画はそれを前提として策定し、その計画に基づき監査手続きを行い、期日までに終了するよう最大限の努力をしています。
15. しかしながら、四半期レビュー基準にもあるとおり、四半期レビュー報告書が提出される時点において、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論表明を行ってはなりません。
16. したがって、結論の不表明は、監査人が結論の表明を拒否している、あるいは先延ばししているというのではなく、四半期レビュー基準に従って、結論を表明しない旨と共に、その理由が四半期レビュー報告書に記載されるものであることをご理解いただきたいと思います。

17. 2点目として、守秘義務と監査人の説明責任についてご説明いたします。

18. 監査人は会社と監査契約を締結しており、その監査の内容については、守秘義務が課されており、正当な理由なく、説明することはできません。この守秘義務は、公認会計士法及び協会規則においても規定されています。
19. 守秘義務は、会社から機密情報を含む監査上必要なすべての情報の提供を担保するうえで、監査人に課せられた非常に重要な義務であると理解しております。
20. 監査人には、このように守秘義務が課されていることから、監査に関する説明責任

は、監査報告書や四半期レビュー報告書を通じてなされることをご理解いただきたいと思えます。

21. 3点目は、連結財務諸表監査における子会社監査人との関係についてです。
 22. 連結財務諸表の監査については、連結財務諸表監査の責任者（親会社監査チームの責任者）が責任を持ちます。したがって、日本の会社の連結財務諸表であれば、日本の会社の連結財務諸表に署名する日本の公認会計士が、日本国内のみでなく海外の子会社等を含めて連結財務諸表全体の監査に責任を持つこととなります。
 23. しかし、連結財務諸表監査のすべてを自ら監査することは不可能であり、国内、海外を問わず、各子会社等の監査人に対して、連結財務諸表の監査のための作業を実施するよう依頼します。
 24. こうした場合、親会社監査チームは、連結財務諸表の監査の基本的な方針を策定し、子会社監査人に監査に関する指示を行い、進捗をモニターし、適時に報告を受けるなどコミュニケーションを行っていきます。他方、連結財務諸表における子会社の監査人は、親会社監査チームの指示に基づく子会社の監査について責任を持って遂行する義務があり、親会社監査チームは、子会社監査人の監査の結果を評価し、連結財務諸表全体の監査意見を形成していくという関係となります。
- - - -
25. ただいまご説明したように、監査はこうした制度や仕組みの中で行われていることを、ぜひともご理解いただきたいと思えます。
 26. 平成28年度の四半期報告において結論不表明の四半期レビュー報告書が提出され、また、年度決算については有価証券報告書の提出が遅延しており、深く憂慮しております。
 27. 会社及び監査人には、適正意見の表明に向けて、しっかりと責任をもって決算及び監査手続を遂行されているものと理解しております。協会は、自主規制団体として、引き続き事態の把握と必要な対応を図っていく所存です。

監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取組について

28. 株主等にとってより有用な情報の提供を確保する観点から、平成28年3月8日に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」においても提言されているとおり、監査人の交代時における開示の充実が求められております。このたび協会として一定の施策を取り纏め、公表したところです。
- - - -
29. 本日配付した資料番号3、4、5をご覧ください。協会は6月30日付けで「監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取組について」を公表いたしました。本お知らせは、監査人交代理由の開示の充実を図るための会員への協力の依頼と、協会として行う今後の施策を示しています。
 30. 協会が会員を対象にして実施した「監査人交代の理由等に関するアンケート調査結

果」によると、監査人交代に関する現行の開示は、必ずしも制度趣旨に則って行われていない可能性があることを示していると考えられることから、協会では現行制度が適切に運用されていくための必要な対応を検討してまいりました。

31. このたび、一定の結論を得ましたので、会員宛文書を公表いたしました。具体的には、既存の開示制度の運用上の留意事項を会員へ示すことと、協会が行う施策として4点、具体的な交代理由の適時な把握のための協会提出書類の様式変更、監査人交代に関する会員への質問等の実施、品質管理レビューにおける交代理由の情報の活用、協会で把握した具体的な交代理由の概要についての定期的な公表、といった内容について、協会からの文書として、広く一般の方が閲覧できる協会ウェブサイトにおいて公表しております。

32. 監査人交代時における臨時報告書や適時開示書類が、株主等の利用者にとってより有用な情報として開示されるよう、協会として引き続き努めてまいります。

以 上